

船舶インシデント調査報告書

平成31年3月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成30年9月2日 09時00分ごろ
発生場所	三重県志摩市大王埼 ^{だいおう} 東方沖 大王埼灯台から真方位100° 12.1海里付近 (概位 北緯34° 14.5′ 東経137° 08.4′)
インシデントの概要	プレジャーボート ^{ドリーム キャッチャー} DREAM CATCHERは、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成30年9月6日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート DREAM CATCHER、5トン未満（長さ7.59m）
船舶番号、船舶所有者等	253-27739三重、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南東、風力 4、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者4人を乗せ、大王埼東方沖を航行中、急に主機の回転数が下がった。</p> <p>船長は、元の回転数まで増速して航行を続けていたところ、機関室から異常音が聞こえたので、主機を停止した。</p> <p>船長は、主機排気管付近から白煙が上がり、主機周辺に潤滑油が飛散していたので、主機の潤滑油量を確認したところ、潤滑油がなくなっており、主機の運転を断念して航行を中止した後、ロープが推進器に絡んでいるのを発見して推進器からロープを外した。</p> <p>本船は、船長が海上保安庁に救助を要請し、来援した巡視艇に^い航されて三重県鳥羽市^{まとや}的矢港に入港した。</p> <p>本船は、本インシデント後、機関整備会社担当者が点検を行ったところ、主機の排気管と過給機との接続管、過給機のケーシング、タービン翼等に破損等が認められた。</p> <p>機関整備会社担当者は、本インシデント後、推進器にロープが絡索した状態で主機の回転数を急に上げたことにより、排気ガス量が増大して過給機が過回転状態となり、過給機の軸受が破損してタービン翼がケーシングと接触し、ケーシング及びタービンに破損を生じたと推察した。</p>
分析	本船は、大王埼東方沖を航行中、ロープが推進器に絡んで主機の回転数が下がった際、点検を行わずに主機の回転数を上げたことから、

	<p>排気ガス量が増大して過給機が過回転状態となり、過給機の軸受が破損してタービン翼がケーシングと接触し、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものとする。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、大王埼東方沖を航行中、ロープが推進器に絡んで主機の回転数が下がった際、点検を行わずに主機の回転数を上げたため、排気ガス量が増大して過給機が過回転状態となり、過給機の軸受が破損してタービン翼がケーシングと接触し、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中、主機の回転数が下がった場合は、すぐに回転数を上げず、各部を点検し、必要に応じて主機を停止すること。